

○河北郡市ごみ処理等対策促進協議会規則

制定 平成18年4月1日 規則第3号

(設置)

第1条 廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する総合的な対策の促進を図るため、河北郡市ごみ処理等対策促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、広く住民に普及、啓発するものとする。

- (1) ごみの減量化の促進に関すること。
- (2) リサイクル及び分別に関すること。
- (3) ごみの適正な処理に関すること。
- (4) 環境保全に関する教育及び学習に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設の運営に関すること。

2 協議会は、必要に応じて、その意見を理事会に具申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから理事長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係市町の住民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係市町の廃棄物担当職員
- (4) 河北郡市広域事務組合の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定に係わらず、委員は、任期満了後も、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

3 前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する者で当該職により委員に委嘱又は任命された者が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員の3分の1以上が第2条第1項各号に掲げる事項について協議会の開催を請求したときは、会長は、協議会を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(参考人)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、参考人として協議会の会議に出席を求め、意見を聞くことができる。
(協議会の事務局)

第8条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、河北郡市広域事務組合企画課長をもって充てる。

3 協議会の庶務は、河北郡市広域事務組合企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。